

第VI編 市場単価

第 1 章 市場単価.....	819
-----------------	-----

第 1 章 市場単価

1)	鉄筋工	820
1)-1	鉄筋工（太径鉄筋含む）	820
1)-2	鉄筋工（ガス圧接工）	825
2)	区画線工	827
3)	高視認性区画線工	832
4)	インターロッキングブロック工	836
5)	防護柵設置工	843
5)-1	防護柵設置工（ガードレール）	843
5)-2	防護柵設置工（ガードパイプ）	850
5)-3	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	855
5)-4	防護柵設置工（落石防護柵）	860
5)-5	防護柵設置工（落石防止網）	866
6)	法面工	870
6)-1	法面工	870
6)-2	吹付砕工	879
7)	道路植栽工	884
8)	橋梁塗装工	896
9)	橋梁付属物工	904
9)-1	橋梁用伸縮継手装置設置工	904
9)-2	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	912
10)	構造物とりこわし工	917
11)	薄層カラー舗装工	920
12)	道路標識設置工	924
13)	道路付属物設置工	932
14)	公園植栽工	939
15)	軟弱地盤処理工	943
16)	コンクリートブロック積工	947
17)	排水構造物工	951
18)	橋面防水工	955
19)	グルーピング工	959
20)	鉄筋挿入工（ロックボルト工）	961
21)	コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）	966

1) 鉄筋工

1)-1 鉄筋工（太径鉄筋含む）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による鉄筋工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、道路、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（PC コンボ橋、PC 合成桁橋）用床版（PC 床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立、及び、差筋、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。
- (2) 鉄筋径は、D10（φ9）以上 D51（φ51）以下とする。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 表 1.1 に示す工種。
 - 2) ダム本体工事における鉄筋工。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 表 1.2 に示す工種。
 - 2) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。
 - 3) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
 - 4) 場所打杭の鉄筋かごで、無溶接工法にて加工・組立を行う場合。
 - 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

表 1.1 土木工事積算基準書等により別途積算するもの

コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC 橋架設工 ポストテンション場所打ホロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工	基準書による
---	--------

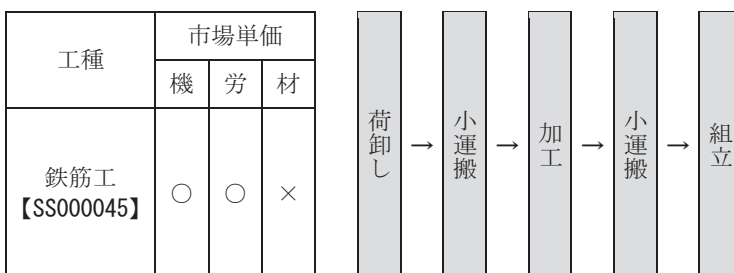
表 1.2 特別調査によるもの

コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 無溶接工法にて加工・組立を行う場所打杭の鉄筋かご その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮
--	---------------

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の着色の部分である。



- (注) 1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサを含む。またトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。
2. ガス圧接費、及び機械継手費を含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様

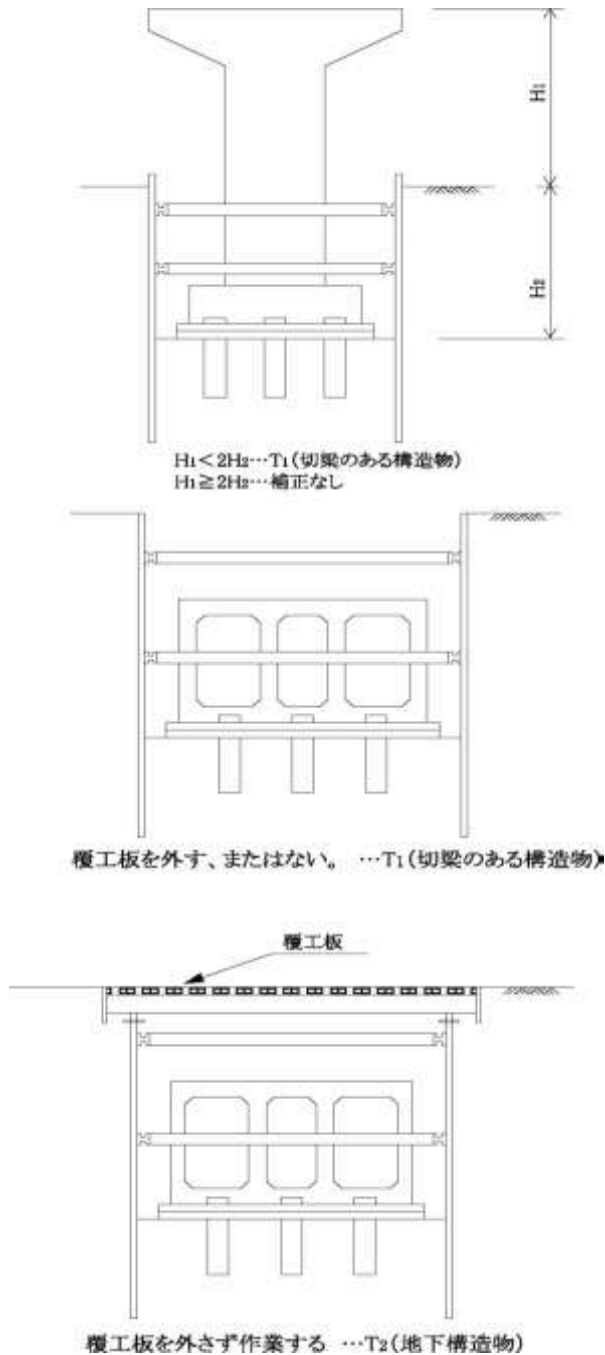
鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様区分

規格・仕様	適用基準	単位
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t

(注) 1. クレーン使用を標準とする。

2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削孔内以外において組立てる場合に適用し、掘削孔内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。



2-3 加算率、補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S0	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合（10t 未満）は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S1	全体数量

1) 補正係数 1（必要条件を選択）

補正係数 1	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量	
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K2	対象数量	
	トンネル内作業	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。	K3	対象数量	
	法面作業	勾配が 1:1.5 より急勾配の場合、単価を係数で補正する。	K4	対象数量	
	太径鉄筋		1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が 10%以上 20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K5	対象構造物別数量
			1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が 20%以上 40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K6	対象構造物別数量
			1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が 40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K7	対象構造物別数量

2) 補正係数 2（1 項目を選択）

補正係数 2	切梁のある構造物	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工の場合、単価を係数で補正する。 $(H1) < (H2) \times 2$	T1	対象数量
	地下構造物	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T2	対象数量
	橋梁用床版	鋼橋用及びコンクリート橋（PC コンポ橋、PC 合成桁橋）用床版（PC 床版は除く）の場合、単価を係数で補正する。	T3	対象数量
	RC 場所打ホロースラブ橋	RC 場所打ホロースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。	T4	対象数量
	差筋及び杭頭処理	差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T5	対象数量

(注) 1. 太径鉄筋（D38 以上 D51 以下）の割合が 10%以上の場合は、係数で補正する。ただし、太径鉄筋の割合が 10%未満の場合は、係数の補正は行わない。

2. 太径鉄筋の補正係数は、1 単位当り構造物の単価を係数で補正する。

3. 太径鉄筋の割合は、以下の方法で計算する。

$$\text{太径鉄筋の割合} = \frac{1 \text{ 単位当り構造物の設計太径鉄筋質量}}{1 \text{ 単位当り構造物の設計鉄筋質量}}$$

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率の数値

区分		記号	1 工事当りの全体数量
加算率	施工規模	S0	10t 以上 0%
	施工規模	S1	10t 未満 15%

表 2.4 補正係数の数値

1) 補正係数 1 (必要条件を選択)

区分		記号	一般構造物, 場所打杭用かご筋
補正係数 1	時間的制約を受ける場合	K1	1.10
	夜間作業	K2	1.25
	トンネル内作業	K3	1.10
	法面作業	K4	1.15
	太径鉄筋	K5	0.9
		K6	0.8
		K7	0.7

- (注) 1. 施工規模加算率 (S1) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K1) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
2. 規格・仕様区分において場所打杭用かご筋を適用する場合は、トンネル内作業の補正、法面作業の補正を行わない。
3. トンネル内作業は、時間的制約を受ける場合の補正、夜間作業の補正を行わない。

2) 補正係数 2 (1 項目を選択)

区分		記号	一般構造物
補正係数 2	切梁のある構造物	T1	1.00
	地下構造物	T2	1.10
	橋梁用床版	T3	0.85
	RC 場所打ホロースラブ橋	T4	1.15
	差筋及び杭頭処理	T5	0.95

- (注) 1. 項目の選択は、3. 適用にあたっての留意事項 (8) フロー図による。
2. K3, K4 を適用する場合、補正係数 2 は適用しない。
3. K5, K6, K7 を適用する場合は、T3, T4 は適用しない。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注 1) × 設計数量 + 材料費 (注 2)

(注 1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S0 or S1/100) × (K1 × K2 × …… × K7) × (T1 or T2 or …… or T5)

※T1~T5 は 1 項目を選択

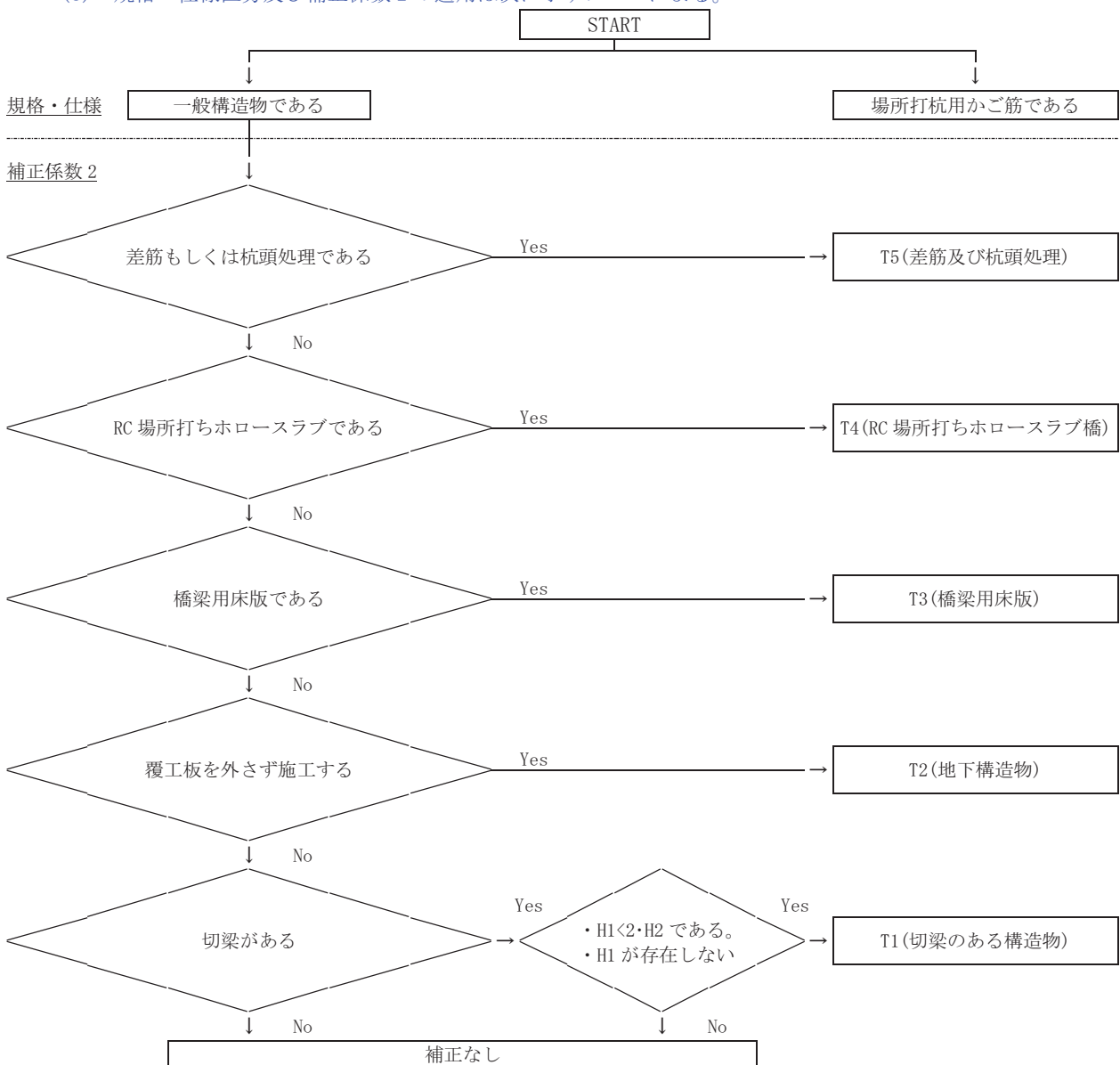
(注 2) 材料費の計上は次による。

材料費 = 設計質量 × 1.03 (ロス分) × 鉄筋材料単価

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一条件とし、市場単価の区分はしない。
- (2) 鉄筋強度は問わない。
- (3) 鉄筋工の継手は、重ね継手を標準とし、機械継手の場合は機械継手の材料費・設置手間を別途計上する。
また、ガス圧接の場合は、土木工事標準積算基準書 第 VI 編 第 1 章 1)-2 鉄筋工 (ガス圧接工) によるものとする。
- (4) 場所打杭用かご筋にフレアー溶接を行う場合も適用できる。ただし、場所打杭用かご筋以外でフレアー溶接を行う場合は、フレアー溶接費用を別途計上する。
- (5) 架台を必要とする場合は、架台の製作・組立費用を別途計上する。
- (6) 組立鋼材 (形鋼) を必要とする場合は、組立鋼材 (形鋼) の材料費・設置手間 (クレーン等による組立鋼材 (形鋼) 設置、組立鋼材 (形鋼) とライナープレートなどとの接合費用等) を別途計上 (特別調査等) する。
- (7) 一工事に複数の補正係数 2 (タイプ) に該当する場合は、それぞれの「補正係数 2」毎の単価を適用する。ただし、施工規模加算率の判定は一工事全体の合計数量で判定する。
- (8) 規格・仕様区分及び補正係数 2 の適用は次に示すフローによる。



- (9) 使用クレーンの規格は、25t 吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。また、30t 吊り以上のトラッククレーン、ラフテレーンクレーン、ケーブルクレーン及びタワークレーンを使用する場合は別途特別調査等による。
- (10) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

1)-2 鉄筋工（ガス圧接工）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、ガス圧接工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

1) 鉄筋構造物の組立作業における手動式（半自動式）、自動式のガス圧接工。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 熱間押抜法によるガス圧接工。
 - 2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
 - 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の着色部分である。

工種	市場単価			圧接作業
	機	労	材	
ガス圧接工 【SS003】	○	○	○	

- (注) 1. 単価には、酸素、アセチレン等の材料を含む。
 2. 圧接前の配筋及び圧接後の鉄筋の切断費用、試験費用は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様

ガス圧接工の市場単価に適用する規格・仕様は以下のとおりとする。

表 2.1 規格・仕様

規格・仕様		単位
ガス圧接工 [手動（半自動） 自動]	D19+D19	箇所
	D22+D22	箇所
	D25+D25	箇所
	D29+D29	箇所
	D32+D32	箇所
	D35+D35	箇所
	D38+D38	箇所
	D41+D41	箇所
	D51+D51	箇所

- (注) 1. 径違いの圧接の場合は、上位規格の規格・仕様を適用する。
 2. 手動（半自動）、自動の区分は問わない。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S0	全体数量
		1 工事の施工規模が, 100 箇所未満の場合は, 対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は, 1 工事における全規格・全仕様の全体数量で判定する。	S1	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき 1 日の作業時間 (所定労働時間) を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間 (所定労働時間) 帯を変更して, 作業時間が夜間 (20 時~6 時) にかかる場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K2	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

規格・仕様		記号	ガス圧接工
加算率	施工規模	S0	100 箇所以上 0%
		S1	100 箇所未満 15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1. 15
	夜間作業	K2	1. 45

(注) 施工規模加算率 (S1) と時間的制約を受ける場合の補正 (K1) が重複する場合は, 施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注) × 設計数量

(注) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S0 or S1/100) × (K1 × K2)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては, 以下の点に留意すること。

- (1) 普通鉄筋, 異形鉄筋の区分はしない。
- (2) 随意契約により調整をおこなう追加工事の取り扱いは, 現工事の施工規模を考慮せず, 単独工事として数量を判定するものとする。

2) 区画線工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、区画線工に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。
- (2) 設置作業のうち、溶融式（手動）、溶剤型及び水性型ペイント式（車載式）。

1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
 - 2) 設置作業のうち、ペイント式（手動）の場合。（ただし、北海道特殊規格において一部適用可）
 - 3) コンクリート舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去。
 - 4) 溶融式（手動）のうち、非鉛系の路面標示用塗料（黄色）を使用して施工する場合。
 - 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の着色部分である。

工種	市場単価			機	労	材
	機	労	材			
区画線設置 (溶融式) 【ss004】	○	○	○	作図	路面清掃	プライマー塗布・養生 塗料塗布・養生

- (注) 1. 単価には、使用材料のロス及び諸雑費（プライマー、プロパンガス、雑器具等）を含む。
- 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。

工種	市場単価			機	労	材
	機	労	材			
区画線設置 (ペイント式) 【ss006】	○	○	○	作図	路面清掃	塗料塗布・養生

- (注) 1. 単価には、使用材料のロス及び諸雑費（雑器具等）を含む。
- 2. 水性型ペイント式による区画線設置で発生した塗料廃液の処分費を含む。
- 3. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。

工種	市場単価			機	労	材
	機	労	材			
区画線消去 (削り取り式) 【ss008】	○	○		消去	路面清掃	廃材運搬 廃材処分

- (注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
- 2. 消去後のパーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。
- 3. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。
- 4. 排水性舗装には適用しない。

工種	市場単価			消去	汚泥吸引	汚泥運搬	汚泥処理・処分
	機	労	材				
区画線消去 (ウォータージェット式) 【SS000011】	○	○					

- (注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
2. 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。

2-2 市場単価の規格・仕様

区画線工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 区画線設置 (熔融式・手動)

規格・仕様		単位
実線・ゼブラ	15cm	m
	20cm	m
	30cm	m
	45cm	m
破線	15cm	m
	20cm	m
	30cm	m
	45cm	m
矢印・記号・文字	15cm換算	m

- (注) 1. 塗布厚は 1.5mmとする。
2. 線色は白色又は黄色とする。
3. 破線は塗布延長とする。
4. 矢印・記号・文字は所要材料換算長とし、熔融式に限り適用出来る。また、自転車マークのように構成する線幅が 10cm未満の矢印・記号・文字及び、シール等の貼り付け式には適用出来ない。

表 2.2 区画線設置 (ペイント式・車載式)

規格・仕様		単位	
溶剤型	実線	加熱式 15cm	m
		常温式 15cm	m
	破線	加熱式 15cm	m
		加熱式 30cm	m
水性型	実線	加熱式 15cm	m
		常温式 15cm	m
	破線	加熱式 15cm	m
		加熱式 30cm	m
		常温式 15cm	m

- (注) 1. 線色は白色又は黄色とする。
2. 破線は塗布延長とする。

表 2.3 区画線消去

規格・仕様		単位
削り取り式	15cm換算	m
ウォータージェット式	15cm換算	m

- (注) 1. 一般的なアスファルト舗装の上に施工された区画線，道路標示の消去は削り取り式を標準とする。
 2. 排水性舗装の上に施工された区画線，道路標示の消去はウォータージェット式とする。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.4 加算率・補正係数の適用基準

加算率	施工規模	標準	S0	全体数量
		1 工事の施工規模が，標準より小さい場合(実線 15cm 換算)は，対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。ただし，区画線消去(ウォータージェット式)の施工規模が標準より小さい場合(実線 15cm 換算)は，一式価格を適用する。	S1 S2 S3	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して，作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K2	
	塗布厚 1.0mmの場合	区画線の塗布厚が 1.0mmの場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K3	
	排水性舗装に施工する場合	排水性舗装に施工する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K4	
	未供用区間の場合	未供用区間において施工する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K5	
	ペイント式の区画線を消去する場合	ペイント式の区画線，路面標示を消去する場合は，対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K6	

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.5 加算率・補正係数の数値

区分	記号	区画線設置	区画線設置	区画線消去	区画線消去	
		熔融式	ペイント式	削り取り式	ウォータージェット式	
加算率 施工規模	S0	(500m以上) 0%	(2,000m以上) 0%	—	(600m以上) 0%	
	S1	(100m以上 500m未満) 30%	(500m以上 2,000m未満) 15%	—	(600m未満) 一式価格適用につき、 加算率は適用しない。	
	S2	(50m以上 100m未満) 100%	(200m以上 500m未満) 30%	—		
	S3	(50m未満) 150%	(200m未満) 60%	—		
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.3	1.15	—	1.3
	夜間作業	K2	1.2	1.1	1.35	1.25
	塗布厚 1.0mmの場合	K3	0.9	—	—	—
	排水性舗装に施工する場合	K4	1.2	—	—	—
	未供用区間の場合	K5	0.9	0.9	—	—
	ペイント式の区画線を消去する場合	K6	—	—	—	0.85

- (注) 1. 施工規模加算率 (S₁)、(S₂) または (S₃) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。なお、区画線消去 (ウォータージェット式) で一式価格を適用する場合も、時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) は適用しない。
2. 区画線設置の施工規模は、熔融式、溶剤型ペイント式、水性型ペイント式のそれぞれ1工事の全体数量で判定する。ただし、ペイント式 (車載式) で、切削オーバーレイ工の完了待ちなどにより、1日当たりの施工数量が標準施工規模に満たない場合については、1日当たりの施工数量で施工規模を判定する。
3. 区画線消去 (ウォータージェット式) の施工規模は1工事の全体数量で判定する。ただし、交通規制等の制約により、1日当たりの施工数量が標準施工規模に満たない場合については、1日当たりの施工数量で施工規模を判定する。
4. 排水性舗装に施工する場合の補正係数 (K₄) は、熔融式 (手動) による施工および排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用できる。また、ペイント式は舗装の種類に関係なく適用できる。
5. ペイント式区画線を消去する場合の補正係数 (K₆) は、標準施工規模に満たない場合 (一式価格を適用する場合) には適用しない。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注1) × 設計数量

(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S0 or S1 or S2 or S3 / 100) × (K1 × K2 × …… × K6)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取り扱いは、下表のとおりとする。

表 3.1

区分	工事種別
供用区間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事（1種）：交差点改良、停車帯等の交通安全工事（1種）に伴う区画線工事 交通安全工事（2種）：現道の区画線の補修工事
未供用区間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事

- (2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。
- (3) 歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。
- (4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用できる。
- (5) 溶融式（手動）における横断線はゼブラを適用する。
- (6) 溶融式（手動）の矢印・記号・文字における「所要材料換算長」とは、重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、換算長の算出は次式による。
 所要材料換算長 (m) = 設計数量 (塗布面積 (m²)) ÷ 0.15 × 1.20 (重複施工ロス分)
 ただし、構成する線幅が10cm未満の場合は適用できない。
- (7) 区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線（平行四辺形）は適用できない。
- (8) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後の施工を標準とする。
- (9) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

3) 高視認性区画線工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、高視認性区画線工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 道路に設置する区画線，道路標示の設置，消去。
- (2) 設置作業のうち，熔融式，2 液反応式及び貼付式。

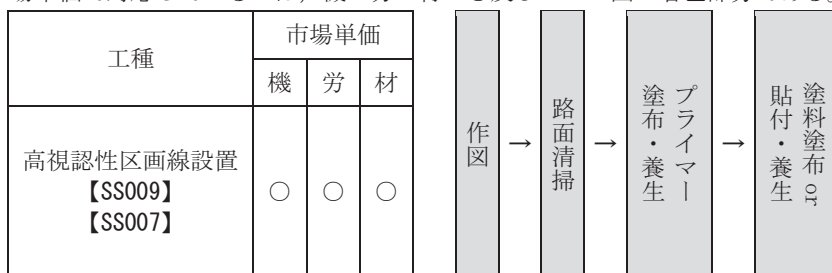
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) リブ式で突起部（リブ）とライン部の施工が別となる場合。
 - 2) 排水性舗装上への区画線，道路標示の設置・消去。また，コンクリート舗装上に施工された区画線，道路標示の消去。
 - 3) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
 - 4) 熔融式のうち，非鉛系の路面標示用塗料（黄色）を使用して施工する場合。
 - 5) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用できない場合。

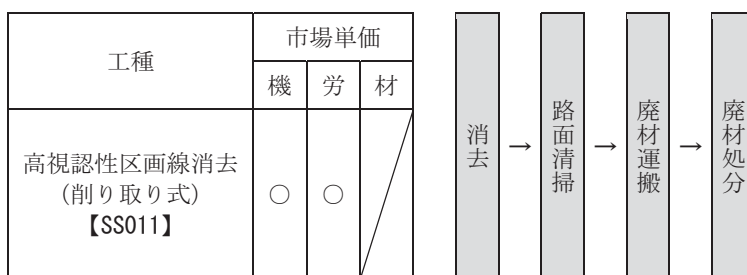
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは，機・労・材の○及びフロー図の着色部分である。



- (注) 1. 単価には，使用材料のロス及び諸雑費（プライマー，プロパンガス，雑器具等）を含む。
- 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は，別途計上する。



- (注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は，別途計上する。
- 2. 消去後のバーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。
- 3. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処理に要する費用を含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

高視認性区画線工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

(1) 高視認性区画線設置（リブ式）

表 2.1 リブ式（溶融式）

規格・仕様		単位
実線	15cm	m
	20cm	m
	30cm	m

(注) 線色は白色または黄色とする。

表 2.2 リブ式（2液反応式）

規格・仕様		単位
実線	15cm	m
	20cm	m
	30cm	m

(注) 線色は白色または黄色とする。

(2) 高視認性区画線設置（非リブ式）

表 2.3 非リブ式（溶融式）

規格・仕様		単位
実線・ゼブラ	15cm	m
	20cm	m
	30cm	m
	45cm	m

(注) 線色は白色または黄色とする。

(3) 高視認性区画線設置（貼付式）

表 2.4 貼付式

規格・仕様		単位
白色・黄色	15cm 換算	m

(4) 高視認性区画線消去（削り取り式）

表 2.5 高視認性区画線消去（削り取り式）

区分	規格・仕様	単位
高視認性区画線消去	15cm 換算	m

(注) 溶融式，2液反応式に適用し，貼付式には適用できない。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.6 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S0	全体数量
		1 工事の施工規模が、標準より小さい場合（実線 15cm 換算）は対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S1 S2	全体数量
補正係数	時間的な制約を受ける場合	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K2	対象数量
	未供用区間の場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K3	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.7 加算率・補正係数の数値

区分	記号	高視認性区画線設置				高視認性区画線消去(削り取り式)	
		リブ式		非リブ式	貼付式		
		溶融式	2 液反応式	溶融式			
加算率	施工規模	S0	500m 以上 0%	500m 以上 0%	500m 以上 0%	500m 以上 0%	—
		S1	100m 以上 500m 未満 15%	100m 以上 500m 未満 15%	100m 以上 500m 未満 15%	100m 以上 500m 未満 5%	—
		S2	100m 未満 25%	100m 未満 25%	100m 未満 25%	100m 未満 10%	—
補正係数	時間的な制約を受ける場合	K1	1.15	1.15	1.15	1.05	—
	夜間作業	K2	1.10	1.10	1.10	1.05	1.35
	未供用区間の場合	K3	0.90	0.90	0.90	1.00	—

- (注) 1. 施工規模加算率 (S1) または (S2) と時間的な制約を受ける場合の補正係数 (K1) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
 2. 施工規模は、リブ式 (溶融式) , リブ式 (2 液反応式) , 非リブ式 (溶融式) , 貼付式のそれぞれ 1 工事の全体数量で判定する。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注 1) × 設計数量

(注 1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S0 or S1 or S2/100) × (K1 × K2 …… × Kn)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取り扱いは、下表のとおりとする。

表 3.1

区分	工事種別
供用区間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事（1種）：交差点改良，停車帯等の交通安全工事（1種）に伴う区画線工事 交通安全工事（2種）：現道の区画線の補修工事
未供用区間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事

- (2) 非リブ式（溶融式）における横断線はゼブラを適用する。
- (3) 随意契約による調整を行う追加工事の見扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。